

北海道告示第10676号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年1月9日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年9月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
苫小牧市澄川町複合商業施設
苫小牧市澄川町1丁目2-1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北1条東3丁目3番他
- (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 収容台数：113台
(変更後) 収容台数：55台
- (イ) 駐輪場の位置
(変更前) 届出書添付書類「【変更前】施設配置図」のとおり
(変更後) 届出書添付書類「【変更後】施設配置図」のとおり
- (ウ) 廃棄物等の保管施設の位置
(変更前) 届出書添付書類「【変更前】施設配置図」のとおり
(変更後) 届出書添付書類「【変更後】施設配置図」のとおり

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハ	午前8時	翌午前0時
未定	午前10時	午後7時
株式会社ムラタ	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハ	午前7時	翌午前0時
株式会社苫小牧イエローハット	午前7時	午後9時50分
株式会社ムラタ	午前7時	午後9時50分

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前7時30分から翌午前0時30分まで
(変更後) 午前6時30分から翌午前0時30分まで

(4) 変更する年月日

上記(3)ア(ア) 平成30年4月23日

上記(3)ア(イ)、(ウ)、イ(ア)及び(イ) 平成29年8月23日

(5) 変更する理由

上記(3)ア(ア) 大規模小売店舗立地法の指針に基づく必要駐車場台数を届出台数とし、届出外の駐車場は飲食店用、従業員及び冬期一時堆積場として有効に活用するため

上記(3)ア(イ) 飲食店舗を解体し駐車場としたため駐輪場の位置を見直す必要があるため

上記(3)ア(ウ) 施設運営の効率化を図るため

上記(3)イ(ア)及び(イ) 多様化する顧客ニーズに対応するため

2 届出年月日

平成29年8月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年9月8日（金）から平成30年1月9日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、苫小牧市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は苫小牧市へ問い合わせること。